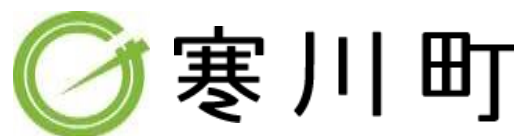




寒川町公共下水道事業経営戦略

(令和3年度～令和12年度)

令和3年3月



目 次

1	経営戦略策定の概要	1
1.1	経営戦略策定の目的	1
1.2	経営戦略の位置づけ	1
1.3	対象事業	2
1.4	計画期間	2
2	下水道事業の現況と課題	3
2.1	本町の下水道の概要	3
2.2	下水道の整備状況	4
2.2.1	下水道施設の状況	4
2.2.2	下水道の普及状況	5
2.2.3	水洗化の状況	5
2.2.4	使用水量の状況	6
2.3	下水道事業の経営状況	8
2.3.1	下水道使用料金の状況	8
2.3.2	使用料の対象経費	10
2.3.3	経費回収率	10
2.3.4	一般会計からの繰入金	11
2.3.5	企業債残高	12
2.3.6	組織体制	13
2.4	民間活力の活用等	14
2.4.1	民間活用の状況	14
2.4.2	資産活用の状況	14
2.5	経営比較分析表	15
3	経営の基本方針	16
3.1	基本方針	16
3.2	基本方針と施策	17
4	投資計画	18
4.1	今後の主な投資対象事業と方針	18
4.1.1	未普及地区整備促進	18
4.1.2	耐震化事業	19

4.1.3	雨水整備事業.....	20
4.1.4	管渠改築更新事業.....	20
4.1.5	流域下水道建設負担金（県）.....	21
4.1.6	区画整理事業への負担金.....	21
4.2	その他の費用.....	22
4.2.1	上下水道料金一括徴収事務委託料.....	22
4.2.2	流域下水道維持管理負担金の算定.....	23
5	財源計画.....	24
5.1	下水道使用料金収入について.....	24
5.1.1	水洗化人口の推計.....	24
5.1.2	1人1日当りの有収水量.....	27
5.1.3	使用料対象水量（有収水量）.....	27
5.1.4	使用料金収入の試算.....	28
5.2	企業債.....	29
5.3	一般会計繰入金.....	29
6	投資・財政計画.....	30
6.1	投資・財政計画.....	30
6.2	使用料金について.....	33
6.3	企業債計画について.....	35
7	効率化・経営健全化の取組.....	36
7.1	人材に関する事項.....	36
7.2	広域化・共同化・最適化に関する事項.....	36
7.3	その他の経営基盤に関する事項.....	36
7.4	情報公開に関する事項.....	36
7.5	経営戦略の事後検証.....	36
8	まとめ.....	37

※この経営戦略については、今後策定が予定される上位計画等により、現時点での推計とは異なる事業実施となることも想定されます。

※作成現在（令和2年4月末）の集計データにより推計を行っているため、令和元年度の一部数値が実績と異なる場合があります。

1 経営戦略策定の概要

1.1 経営戦略策定の目的

下水道は、公共用水域の水質の保全に資するとともに、都市の健全な発達と住民の生活環境の向上に欠くことのできない公共性の高い重要な都市基盤施設です。

本町の公共下水道事業は、昭和 49 年度の事業着手以来、数度の事業計画区域の拡大を経て、平成 30 年度の処理人口普及率は 93.2%に達しており、普及率向上のための建設事業は完了に近づきつつあります。

一方、下水道事業を取り巻く状況は、少子高齢化の進行や人口減少時代の到来、節水型社会への変化など社会の潮流は転換期を迎えており、下水道事業の今後の事業運営に大きな影響を及ぼすことが予想されています。

このため、経営環境の変化に適切に対応し、一層の経営基盤の強化を図ることにより、今後も利用者に下水道サービスを持続的・安定的に提供していくための指針として、この経営戦略を策定するものです。

1.2 経営戦略の位置づけ

人口減少、施設老朽化等、経営環境が厳しさを増す中、下水道サービスを持続的・安定的に提供していくために、平成 26 年 8 月に総務省通知の「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（総財公第 107 号・総財営第 73 号・総財準第 83 号）により、「経営戦略」を策定し経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが求められています。

本町においても、これからの経営環境の変化に対応するため、現状と将来見通しを踏まえ、下水道サービスを持続的・安定的に提供していくための指針として、町の上位計画等に基づき「経営戦略」を策定するものです。

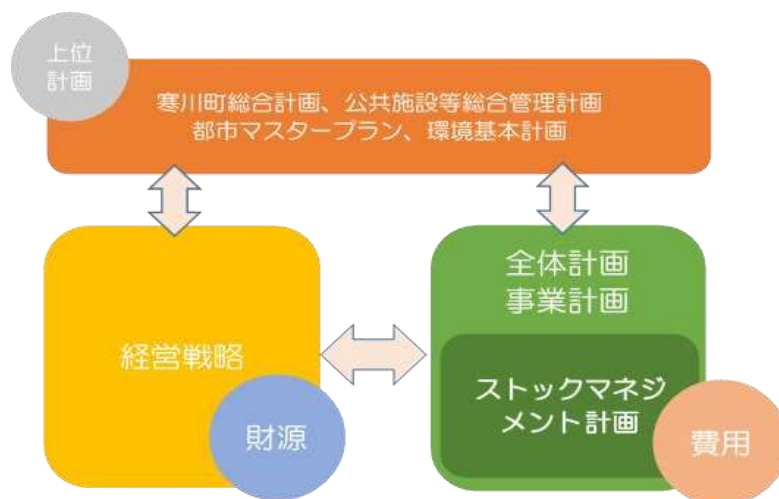


図 1-1 経営戦略の位置づけ

1.3 対象事業

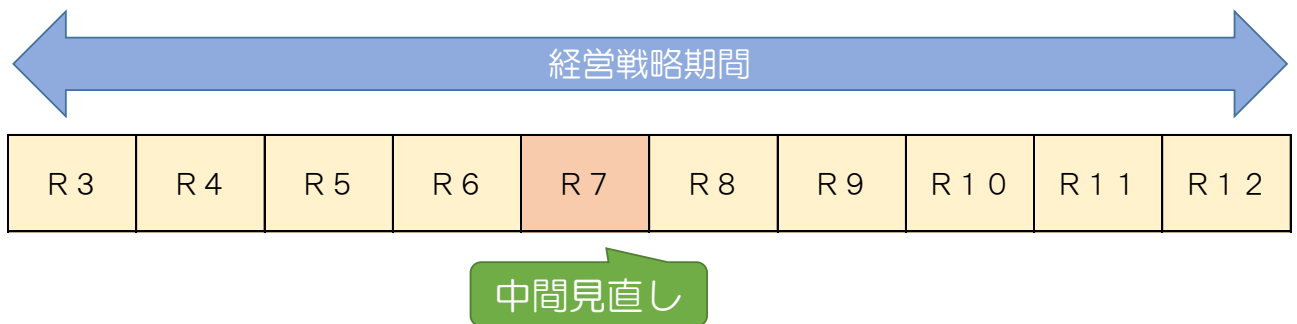
対象とする事業は、本町で実施している公共下水道事業とします。

対象事業	寒川町公共下水道事業
------	------------

1.4 計画期間

経営戦略の計画期間は10年以上を基本として設定することが必要とされており、また投資、財源及び経費の試算を行う上でもある程度、中長期的な視点に立った取り組みが必要となります。このため、計画期間は10年間としますが、原則として5年目（令和7年度）までに見直しを行うことにします。

計画期間	10年間（令和3年度～令和12年度）
------	--------------------



2 下水道事業の現況と課題

2.1 本町の下水道の概要

本町の公共下水道は、より多くの町民の生活環境の向上と公共用水域の水質汚濁防止に向けて、神奈川県が事業主体である相模川流域下水道に接続する流域関連公共下水道（汚水）として、昭和 49 年度に約 177ha の下水道法の事業認可を受け、昭和 59 年 4 月に供用を開始しました。

その後、事業計画の拡大を重ね全体計画区域 923ha のうち汚水は約 8 割が、雨水は約 6 割が整備済みとなっています。総人口普及率も 9 割を超えており水洗化率もほぼ 100% 近くです。

また、市街化区域についての整備の状況は、計画面積 698ha に対し 9 割強の進捗状況で概成となっており、今後は市街化調整区域の整備を進めるとともに、維持管理や改築更新に重点を移すこととなります。

表 2-1 寒川町の下水道計画の概要

項目	平成 29 年度末	平成 30 年度末	令和元年度末
① 行政面積 (ha)	1,342	1,342	1,342
② 市街化区域面積 (ha)	698.00	698.00	698.00
③ 全体計画面積 (ha)	923.00	923.00	923.00
④ 認可区域面積 (ha)	795.46	834.66	834.66
⑤ 行政人口 (人)	48,457	48,581	48,700
⑥ 世帯数 (戸)	21,004	21,266	21,477
⑦ 整備面積 (ha)	766.34	766.99	770.18
⑧ 整備人口 (人)	45,224	45,331	45,477
⑨ 処理区域面積 (ha)	757.08	757.45	758.06
⑩ 処理区域人口 (人)	45,151	45,256	45,404
⑪ 処理区域戸数 (戸)	19,695	19,940	20,149
⑫ 水洗化人口 (人)	43,859	44,069	44,322
⑬ 水洗化戸数 (戸)	19,013	19,299	19,547
⑭ 総人口普及率(%)⑩/⑤	93.17%	93.15%	93.23%
⑮ 水洗化率(人口比%)⑫/⑩	97.13%	97.37%	97.61%
⑯ 水洗化率(戸数比%)⑬/⑪	96.53%	96.78%	97.01%
⑰ 管渠延長 (m)	145,902.3	146,309.9	146,605.0

2.2 下水道の整備状況

2.2.1 下水道施設の状況

平成30年度末までに本町で整備された管渠延長は約163kmでその内訳は、汚水管渠約146km、雨水管渠約17kmとなっています。

平成30年度時点では、耐用年数を超過している管渠はありませんが、今後は昭和の後期から平成の前期に集中的に整備した施設の老朽化対策が必要になってきます。(図2-1)

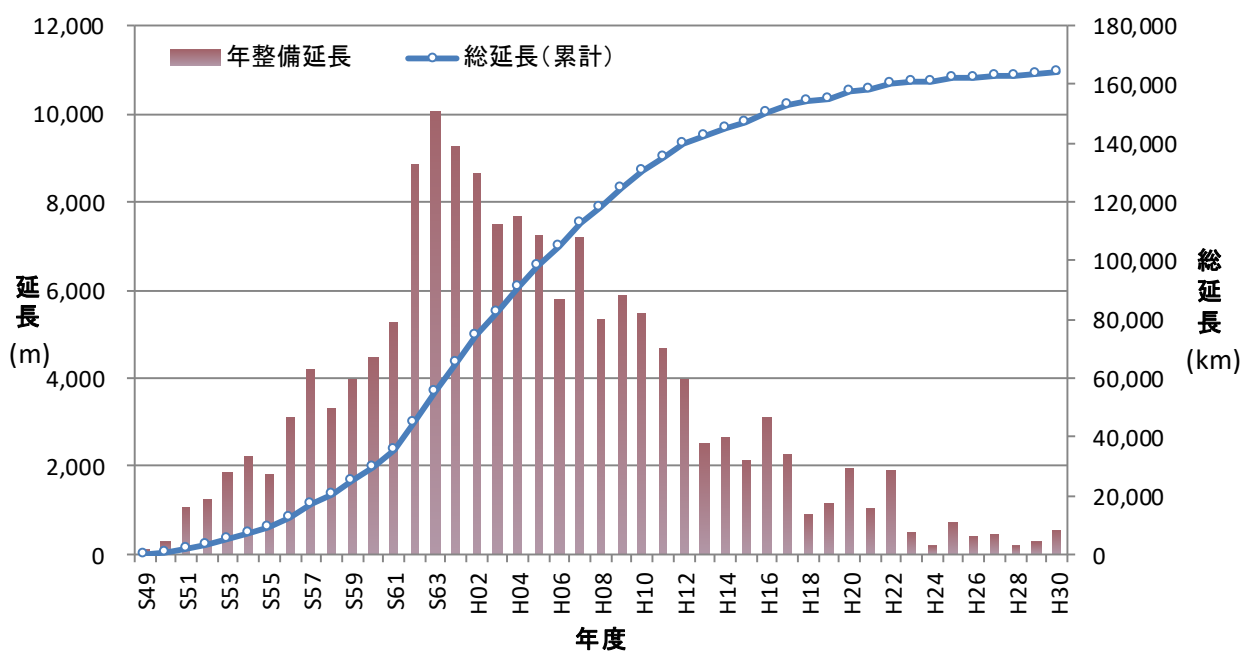


図 2-1 管渠の整備状況

(参考) 整備率等について

◎整備率 (平成30年度末)

全体計画区域		
923ha		
整備済み		
汚水管	767ha (約83%)	約146km
雨水管	532ha (約58%)	約17km

◎汚水普及率 (平成30年度末)

処理人口 45,256人 (行政人口48,581人)

普及率 93.2%

2.2.2 下水道の普及状況

下水道の普及は昭和 59 年の供用開始以来、整備区域と下水道処理人口普及率※¹は順調に伸び、平成 30 年度には全体計画区域 923ha のうち 757ha を供用開始しています。

下水道処理人口普及率は、平成 11 年からの 19 年間で約 9%伸びましたが、近年は処理区域の拡大が横ばいとなっていることから、平成 20 年からの 10 年間で約 2%の伸びとなっています。(図 2-2)

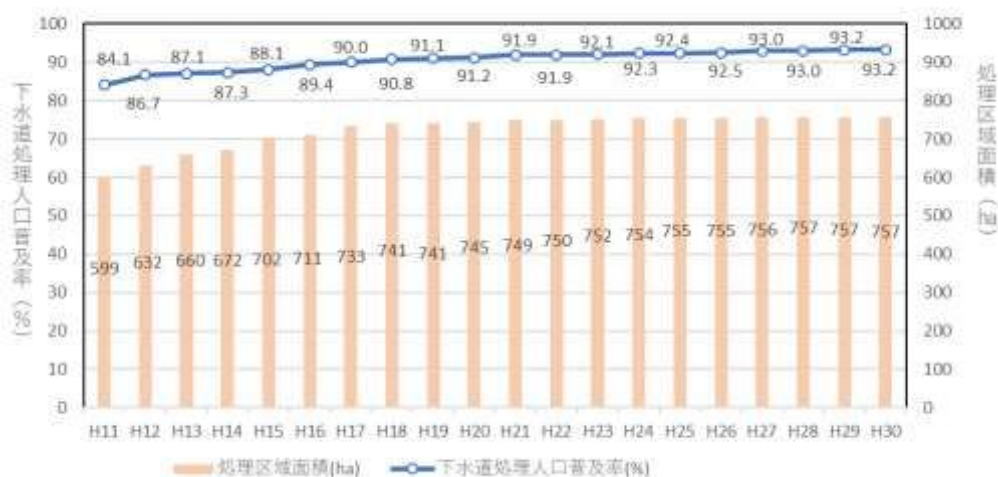


図 2-2 下水道の普及状況

2.2.3 水洗化の状況

平成 30 年度末で下水道へ接続可能な人口（処理区域内人口）45,256 人の内、44,069 人が下水道へ接続しており、水洗化率（水洗化人口※²/処理区域内人口）は 97.4%となっています。

平成 11 年から平成 30 年の 19 年間で処理区域内人口が約 5,900 人の増であるのに対し、水洗化人口は約 10,000 人と大きく上回っており、近年も処理区域内人口以上の伸びとなっています。(図 2-3)

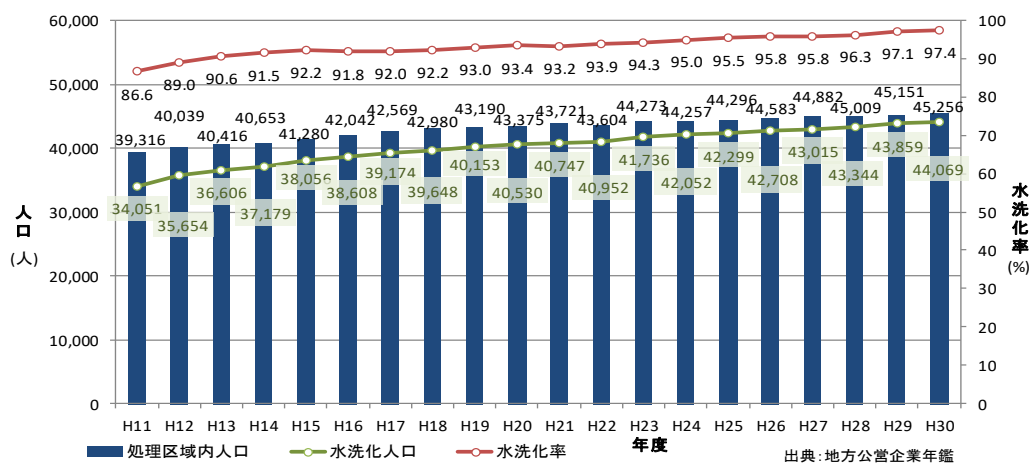


図 2-3 水洗化の状況

※¹ 下水道処理人口普及率：自治体全体の人口（行政区域内人口）に下水道利用可能区域の人口（処理区域内人口）が占める割合

※² 水洗化人口：下水道を利用可能な区域に住んでいる人のうち、実際に下水道に接続している人口

2.2.4 使用水量の状況

下水道使用料の対象となる有収水量は平成 30 年度末で約 4,796 千 m³/年で有収率※3(年間有収水量/年間汚水処理水量)は 89.4%となっており、近年は 90%前後で横ばいの状況です。(図 2-4)

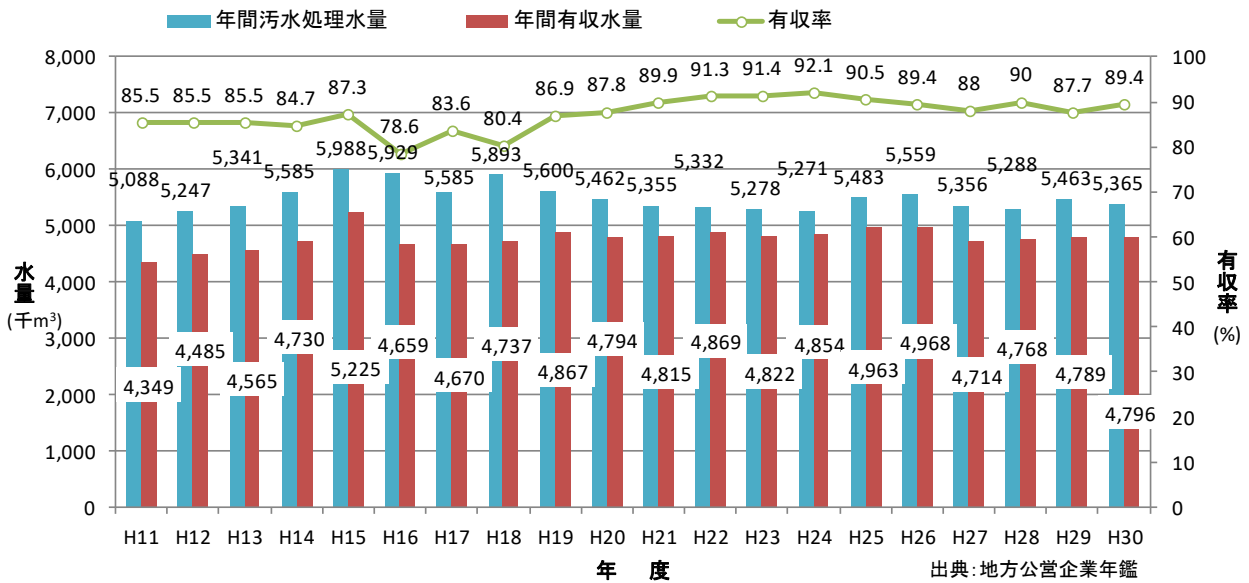


図 2-4 使用水量の状況

また、年間の有収水量は平成 26 年度まで水洗化人口の伸びに比例した増加傾向を示していましたが、平成 27 年度以降は横ばいとなっています。(図 2-5)

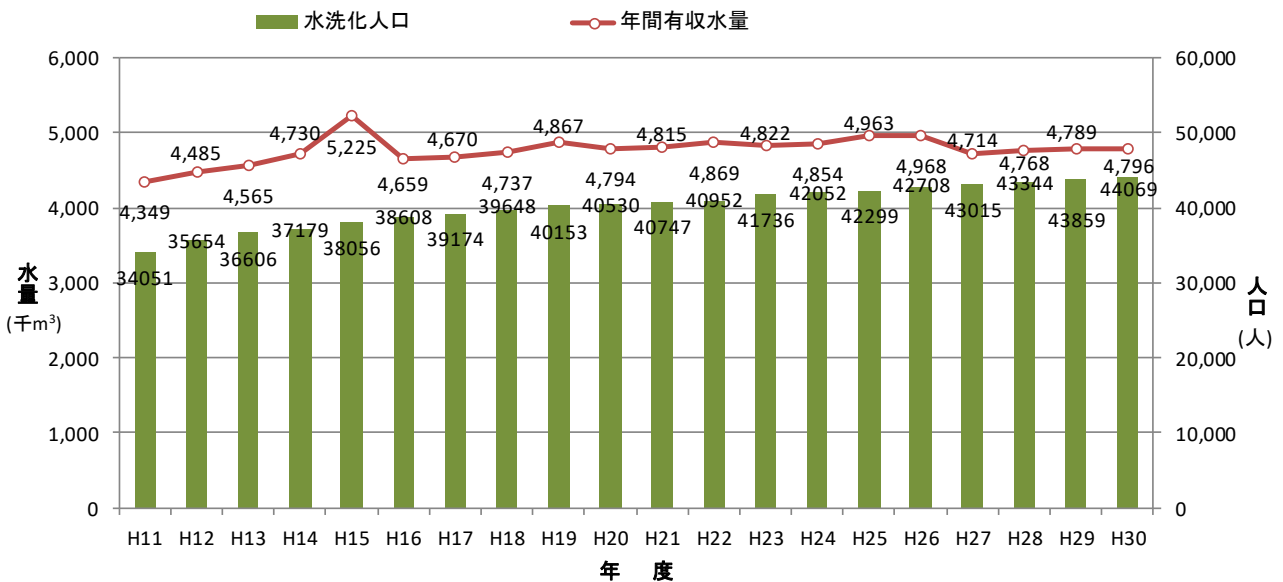


図 2-5 年間有収率の状況

※3 有収率：1 年間に処理した汚水（年間汚水処理水量）うち、下水道使用料徴収の対象となった水量（有収水量）の割合

年間の有収水量を水洗化人口と一年間の日数で除して算定した一人一日あたりの使用水量は平成 30 年度末で 298 ㍓/日で、やや高めとなっていますが、これは工場排水を含んで算出しているためと考えられます。減少傾向にあった一人一日あたりの使用水量は、近年横ばいとなっています。節水等の影響で今後も緩やかに減少していくものと想定されますが、下水道計画上で生活污水以上の量を占める工場排水の動向に大きな影響を受ける可能性があります。(図 2-6)

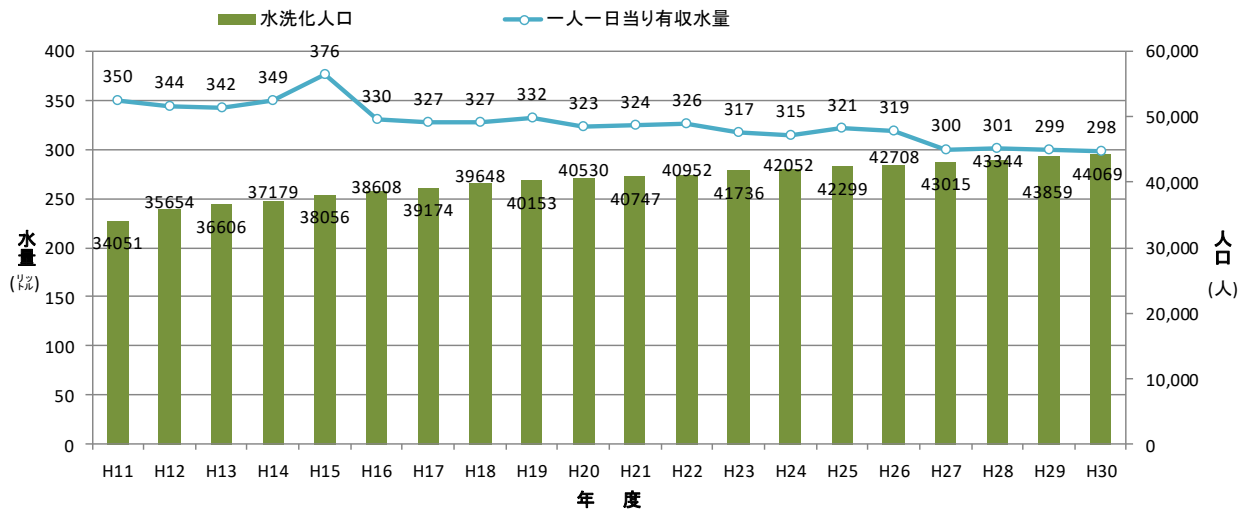


図 2-6 一人一日あたりの有収水量の状況

2.3 下水道事業の経営状況

本町では平成 27 年度に、地方公営企業法を適用し公営企業会計へ移行し、独立採算の原則に従いながら、経営の健全化・効率化に努めていますが、今後は維持管理や改築更新の時代を迎えるため、更なる経営努力が必要です。

2.3.1 下水道使用料金の状況

(1) 使用料体系の概要・考え方

本町の下水道使用料体系は、基本料金＋従量制（累進制）を採用しています。現在の使用料体系は表 2-2 のとおりで、平成 25 年度に改定されたものです。

この下水道使用料金は、維持管理費と資本費の一部に充当されています。

表 2-2 下水道使用料体系（1 ヶ月分 消費税別）

用途	使用料		
一般汚水	基本料金	8 m ³ 以下	707 円
		8 m ³ を超え～20 m ³ 以下	1 m ³ につき 91 円
		20 m ³ を超え～50 m ³ 以下	1 m ³ につき 108 円
		50 m ³ を超え～100 m ³ 以下	1 m ³ につき 142 円
		100 m ³ を超え～200 m ³ 以下	1 m ³ につき 160 円
		200 m ³ を超え～300 m ³ 以下	1 m ³ につき 176 円
		300 m ³ を超え～500 m ³ 以下	1 m ³ につき 188 円
		500 m ³ を超える分	1 m ³ につき 205 円
公衆浴場	1m ³ につき	5 円	

(2) 1 ヶ月 20m³あたりの使用料の推移

1 ヶ月 20m³あたりの使用料の推移は表 2-3 ようになっており、前回の料金改定は平成 25 年 4 月に行っています。

表 2-3 1 ヶ月 20m³あたりの使用料の推移（税込み）

年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
使用料	1,724 円	1,888 円	1,942 円	1,942 円	1,942 円	1,942 円	1,942 円	1,942 円

※各年度 4 月 1 日時点の使用料です。

※平成 26 年の増額は消費税の増税分の転嫁によるものです。

また、1ヶ月20m³あたりの使用料は1,942円で、相模川流域下水道左岸処理区の関連市町の中では3番目に安価で、最も高いA市とは600円以上の差があります。(表2-4)

表 2-4 左岸処理区関連市町の使用料

関連市町	下水道料金 (H31.4.1 現在) 1ヶ月20m ³ の使用料(税込)
A市	2,586円
B市	2,163円
C市	2,060円
D市	1,999円
E市	1,998円
寒川町	1,942円
F市	1,844円
G市	1,763円
平均	2,044円

※法適用済み

(3)使用料収入の推移

平成30年度における使用料金収入は約5億8千8百万円(税込)となっていますが、今後は人口の減少や節水の影響により使用水量の緩やかな減少が予想されるため、料金収入も減少に転じることが考えられます。(図2-7)

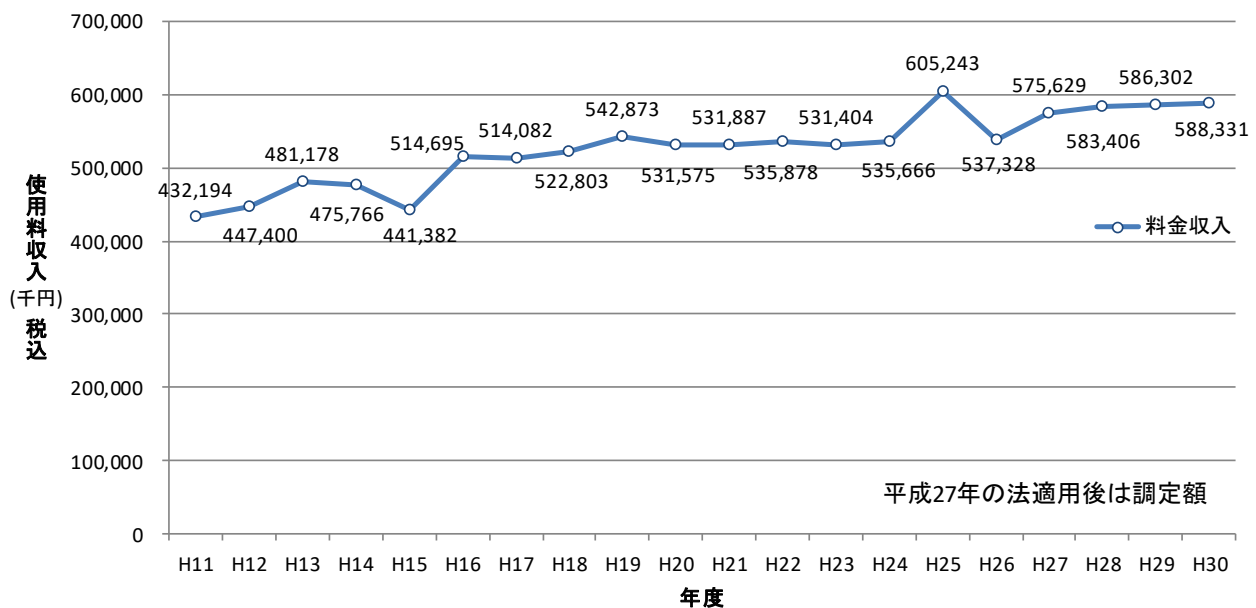


図 2-7 使用料収入の推移

※平成26年度までは収入済み額、平成27年度の法適用以後は調定額。

2.3.2 使用料の対象経費

下水道事業は、大きく汚水事業と雨水事業に分かれており、汚水は私費（使用料）、雨水は公費（繰入金）の負担原則によって各経費を賄っています。

汚水経費について、本町の1m³当たりの汚水処理に要する費用は、約159円/m³（平成30年度）となっています。このうち国基準では150円/m³の使用料金を求められており、この金額を使用料で賄うことが理想ですが、現在の使用料金は平成30年度で約113円/m³であり、使用料収入で汚水に係る費用を賄うことができず、その差は一般会計からの繰入金（下水道を使用していない方も支払っている税金）で補っています。（図2-8）

今後はその差を縮めていく必要があります。

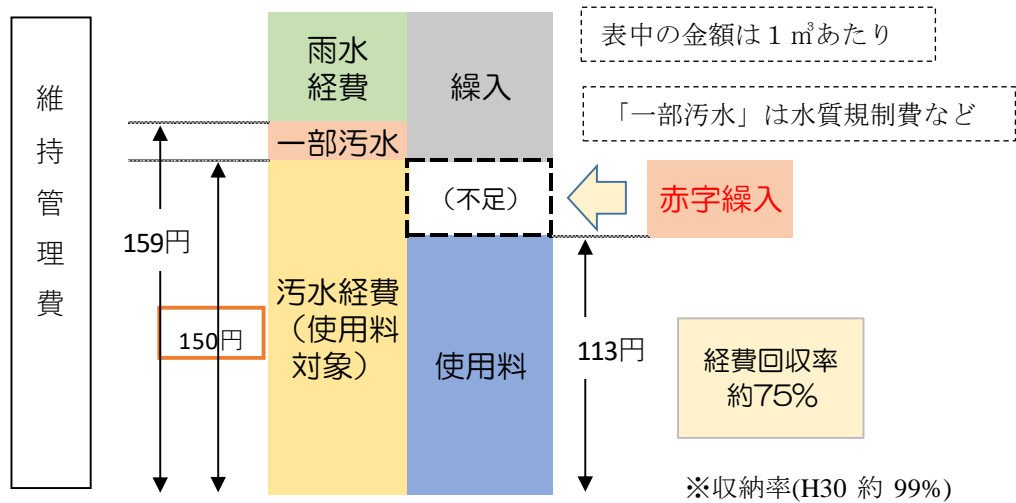


図 2-8 経費と使用料

2.3.3 経費回収率

下水道事業の内、汚水処理については原則として受益者負担が求められています。このため事業運営上の経費回収率は100%となるのが望まれますが、現状では約75%となっています。

回収率を100%とするためには、現在の使用料金約113円と総務省が求める150円/m³との差額、約37円/m³の値上げが必要になります。（図2-9）

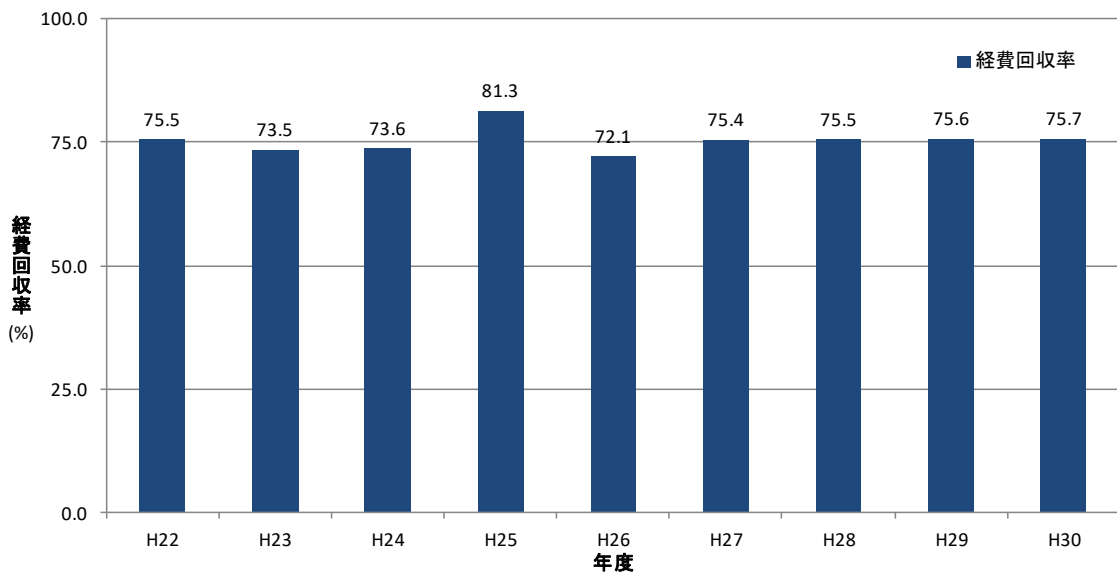


図 2-9 経費回収率の推移

2.3.4 一般会計からの繰入金

平成 30 年度の一般会計からの繰入金は、総額で約 4.7 億円であり、平成 22 年度に比べ概ね 2 億円減少しています。これは汚水処理に要する費用が年々減少してきたことや、料金収入の不足分の繰入金も減少したことが考えられます。（図 2-10）

しかし、いまだに使用料金で汚水処理に要する費用を賄っておらず、一般会計からの繰入金が必要な状況です。汚水については、受益者負担が原則であることから、今後も赤字補てんのための一般会計からの繰入金を減らすための努力が必要です。

なお、雨水に関する費用は公費負担が原則であり、雨水事業に関する費用の全てを一般会計からの繰入金（負担金）で賄っています。このため、負担金の額は町の財政との調整による負担可能額となり、その範囲で雨水事業を実施しています。



※平成 27 年度以降は企業会計方式に移行したことに伴い赤字補てん額（基準外繰入金）の範囲に変更があったため、大きく減少しています。また、資本費平準化債の活用により繰入総額も減少しています。

図 2-10 一般会計繰入金の推移

2.3.5 企業債残高

平成 30 年度末の企業債元金残高は約 61 億円で、平成 22 年度に比べ約 27 億円減少しました。これは、施設建設のピークが昭和 60 年台から平成 10 年頃に終わり、近年の事業量が非常に少ないため、この状況が続けば企業債残高は確実に減少することになります。(図 2-11)

しかし、今後の改築更新事業により、企業債残高は増加へ転じることは避けられません。このためストックマネジメント計画による平準化を図っていく必要があります。

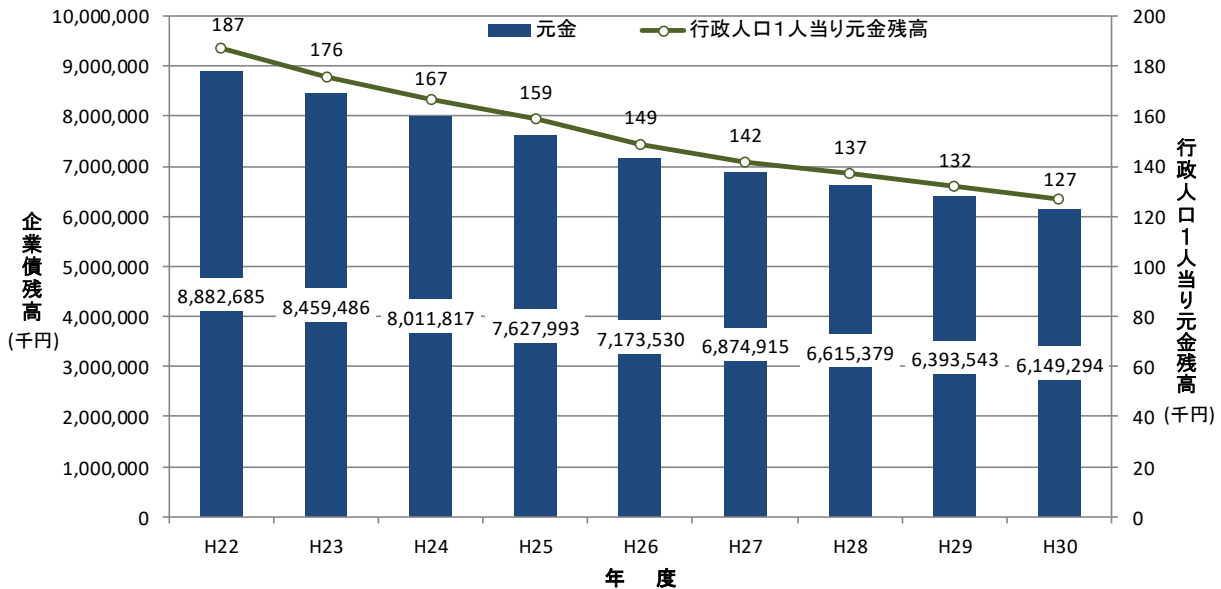


図 2-11 企業債残高の推移

また、企業債償還金は、平成 28 年度をピークに減少傾向となっていますが、平成 30 年度時点では元金償還金が減価償却費を上回っており、償還負担に減価償却費充当使用料等の多くが充当されています(図 2-12)。なお、令和 3 年頃には減価償却費が元金償還金を上回るため、将来的な改築費などへ資金活用が見込めることとなります。

これらの状況は近年の事業量縮小によるものであり、今後の改築更新事業の状況によっては大きく異なってくるものと考えられます。

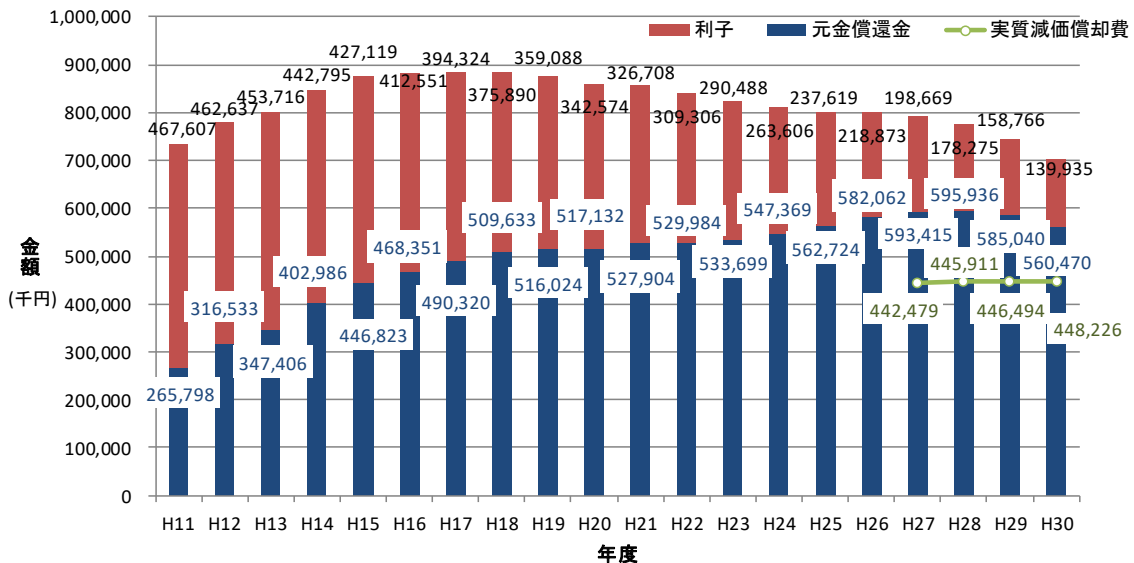


図 2-12 企業債償還金の推移

2.3.6 組織体制

(1) 職員数

下水道事業の担当部署は、都市建設部下水道課で令和元年度末の職員数は事務系職員 5 人、技術系職員 7 人の合計 12 人で平成 30 年度末から同様の人数であり、今後も現状からの変更はないものと考えられます。

(2) 事業運営組織

現在の組織機構を図 2-13 に示します。

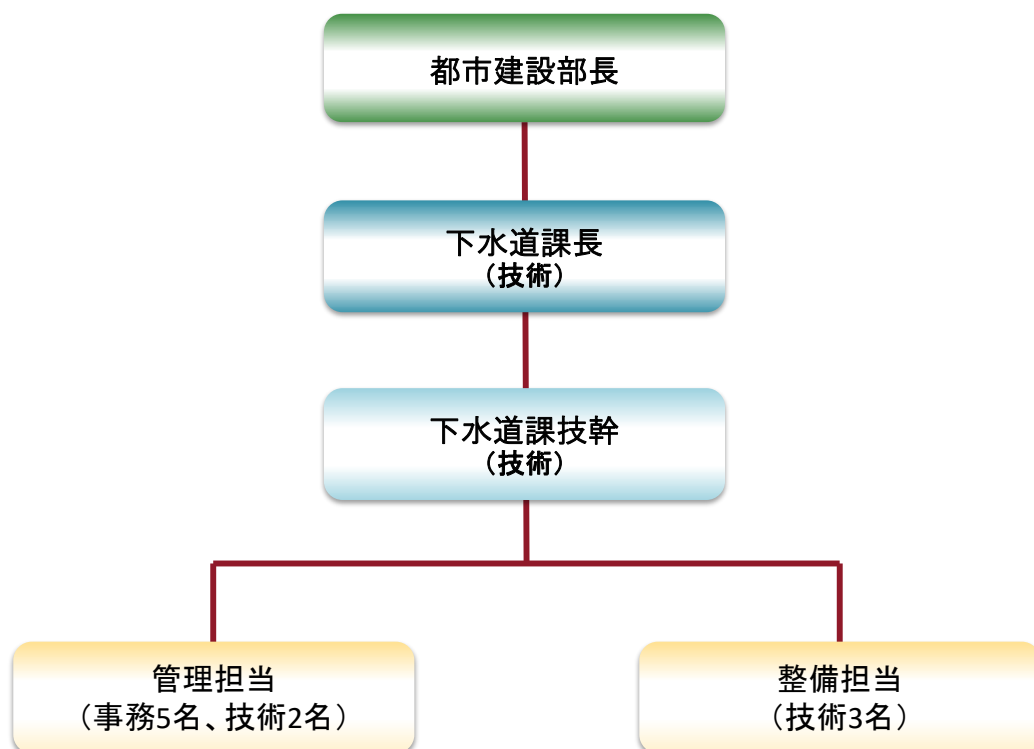


図 2-13 現状の組織体制

2.4 民間活力の活用等

2.4.1 民間活用の状況

(1) 民間委託

現在、業務の効率化や職員の負荷軽減を目的に、施設の維持管理業務の一部と企業会計の支援を民間へ委託しています。

主な民間委託業務の内容は以下のとおりです。

- ① 維持管理業務
 - ・ 雨水幹線の浚渫及び用地の除草
 - ・ マンホールポンプの維持管理及び点検整備
 - ・ 下水道台帳システムデータ整備
- ② 一般管理業務
 - ・ 消費税申告に関する指導・助言
 - ・ 企業会計に関する指導・助言

(2) 指定管理者制度

該当なし。

(3) PPP・PFI

該当なし。

2.4.2 資産活用の状況

(1) エネルギー利用

該当なし。

(2) 土地・施設等利用（施設活用等）

該当なし。

経営比較分析表（平成30年度決算）

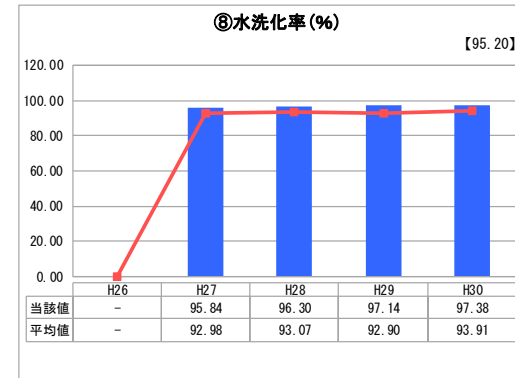
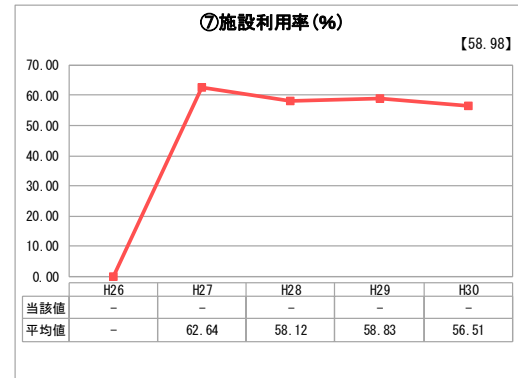
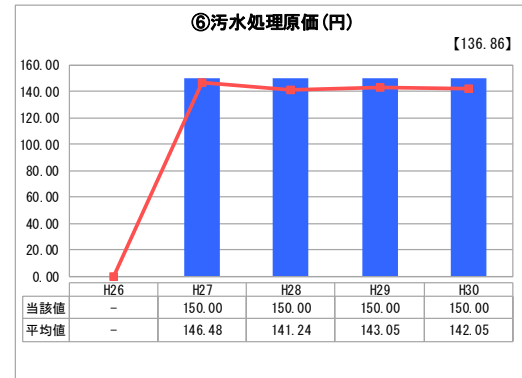
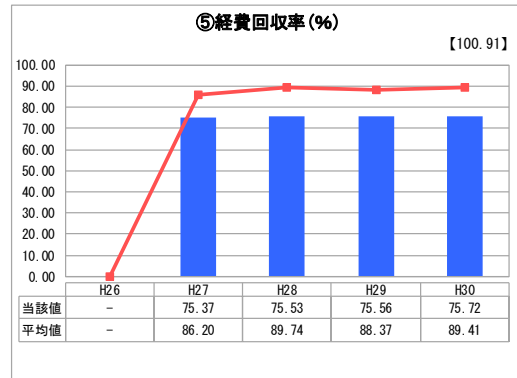
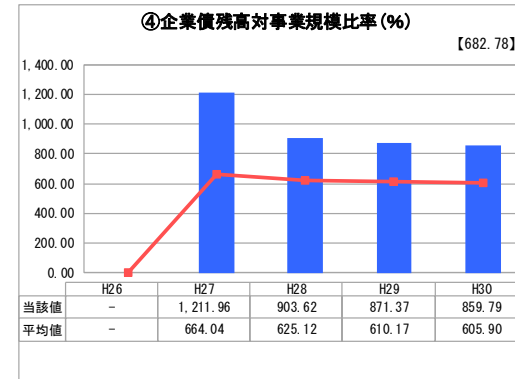
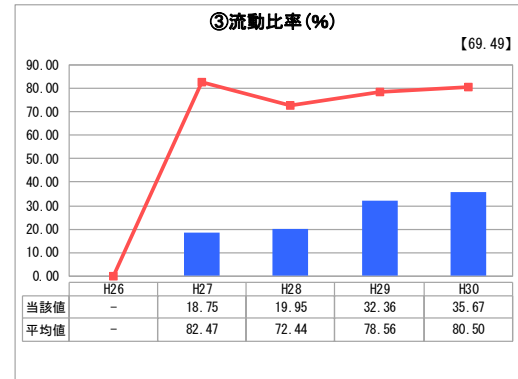
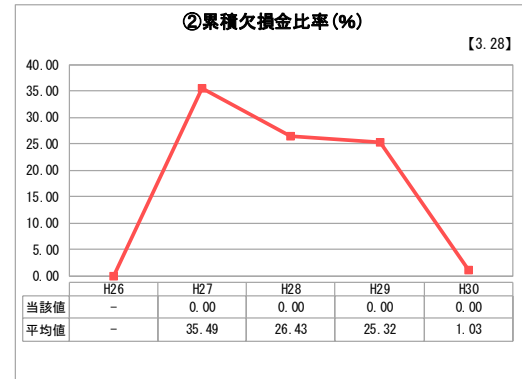
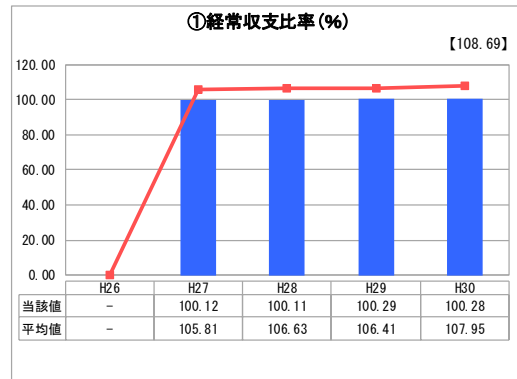
神奈川県 寒川町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Bc1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	71.07	93.16	89.40	1,942

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
48,588	13.34	3,642.28
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
45,256	7.61	5,946.91

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【	平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

「①経常収支比率」は100%を超えています、「⑤経費回収率」を見ると75.72%と本来、使用料で回収すべき経費で全て賄えていない状況です。使用料水準の適正化とともに経費削減を行い、経費回収率の改善を図る必要があります。

「③流動比率」は年々増加していますが、依然として類似団体平均値との差が大きいです。これは保有現金に対して企業債等の支払額が高いためです。

「④企業債残高対事業規模比率」は、債務償還が進んだことで前年度に比べ減少しているものの、いまだ類似団体平均値を上回っており、1990年代における集中投資の企業債が現在の財政負担として影響を与えています。

「⑥汚水処理原価」は横ばいで推移しており、「⑦施設利用率」は当該施設がないことから計上がありません。

「⑧水洗化率」は微増で類似団体平均値よりも高い数値です。

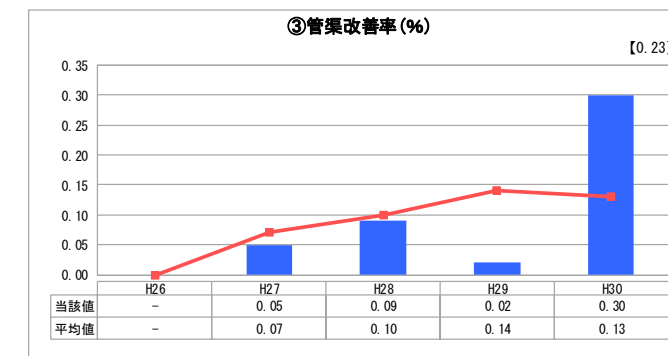
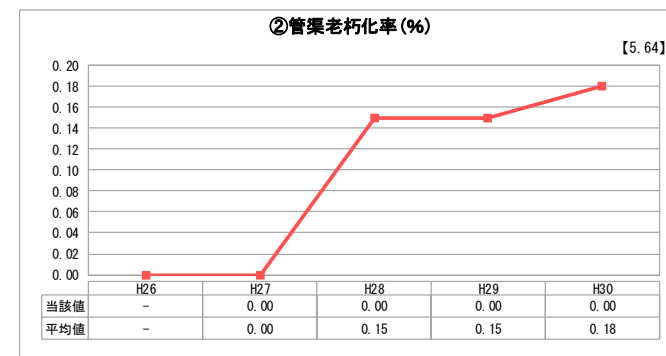
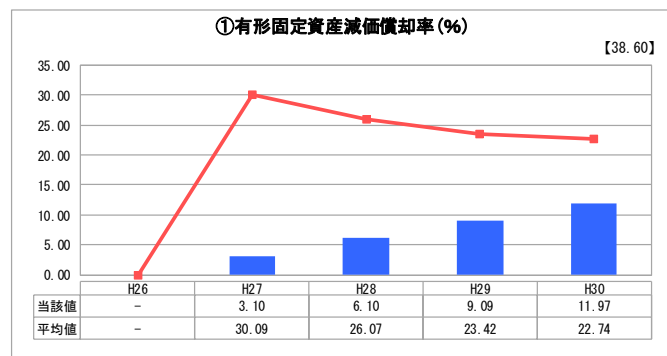
2. 老朽化の状況について

「①有形固定資産減価償却率」は平成27年度が法適用の初年度であり、現時点での減価償却累計額は低いのが年々増加しています。

「②管渠老朽化率」は法定耐用年数(50年)を経過したものが少ないことから0%です。

「③管渠改善率」は管渠の修繕があったため、類似団体よりも数値が高くなっています。耐用年数を経過した管渠はありませんが今後を見据えて老朽化対策が必要となります。

2. 老朽化の状況



全体総括

過去の建設投資により、現在の元利償還に対する負担が大きいです。償還が進むことで企業債残高も減少傾向となるため、財政状況は健全な方向で推移することが見込まれます。

しかしながら、近い将来、人口減少や節水意識等による使用料収入の減少、過去に建設した管渠が耐用年数を迎えるのに備え、管渠等の老朽化対策(長寿命化、耐震化)を行っていくことにより、更新費の増加が見込まれます。

下水道事業を安定的に運営していくために経費回収率の向上や管渠の計画的な老朽化対策を行うことで事業の健全化、効率化に取り組んでまいります。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

3 経営の基本方針

3.1 基本方針

これからの下水道経営は、引き続き下水道施設の新設や接続促進など生活環境改善を進めてまいります。少子高齢化による人口減少などの社会構造の変化や集中豪雨などの自然リスクに適切に対応する必要があります。今後も持続可能な事業運営を進めるため、使用料の適正化や浸水対策、耐震対策、維持管理など、適切な収支管理を行い健全な運営に努めてまいります。

この経営戦略では以下の4項目を基本方針とします。

I. 快適な暮らしの実現

健康で快適な生活環境の享受に加え、広域的な水質保全の観点からも、下水道の普及促進を進めていきます。

II. 安全で安心なまちづくり

浸水や地震といった非常時における対策を策定し実施することで、安全で安心なまちづくりを実現します。

III. 事業継続性の確保

下水道施設の維持管理と老朽化施設の計画的な改築を行い、また健全な下水道経営を目指します。

IV. 水資源の循環

雨水浸透施設の整備についての検討を進め、水資源の循環に取り組みます。

3.2 基本方針と施策

表 3-1 経営の基本方針と施策

基本方針	施策
快適な暮らしの実現	公共下水道（污水）の整備
	・引き続き事業計画区域内の污水整備。
	下水道管路への接続促進
	・新規供用開始区域での説明会の実施。 ・過年度供用区域での戸別訪問による接続促進
安全で安心なまちづくり	浸水対策事業の推進
	・雨水幹線、雨水枝線の整備。 ・公共施設・各戸への雨水貯留・浸透施設の整備
	下水道管路の耐震化
	・重要な管路の耐震対策の実施
事業の継続性の確保	管路施設のストックマネジメントの推進
	・管路施設の現状把握とストックマネジメント計画の策定 ・計画的維持管理による管路の状態保全
	経営基盤の向上
	・使用料の適正化 ・維持管理の民間委託・広域化検討
	町民の参加と共働
	・広報。広聴会の開催 ・定期的な情報公開
水資源の循環	雨水浸透施設の普及促進
	・水循環を目的とした雨水浸透施設の設置促進

※上位計画との整合性について

上位計画の見直しが行われる場合には、各種計画上の下水道事業の位置づけや実施方針を踏まえ、本経営戦略を見直すこととします。

4 投資計画

4.1 今後の主な投資対象事業と方針

本町において今後必要となる事業としては、当面は未普及地区に対する新設管渠と浸水危険地域を対象とした雨水管渠の整備ですが、長期的には整備済み管路施設の改築更新が主たる事業になってきます。

国は、未整備地域の早期概成を目指しており、概ね 10 年（令和 18 年度まで）を目途に汚水処理施設の概成を達成することを目標としています。本町では平成 28 年度に町全域を対象とした汚水施設の整備方針をまとめるとともに、令和 2 年度にストックマネジメント計画実施方針を策定します。

このため、本経営戦略ではこれらの基本方針に基づき今後投資が必要な事業を以下のように整理しました。

- ① 未普及地区整備促進事業（汚水）
- ② 耐震化事業
- ③ 雨水整備事業
- ④ 管渠改築更新事業
- ⑤ 流域下水道建設負担金（県）
- ⑥ 区画整理事業への負担金
- ⑦ その他（参考：建設投資以外の主な経費）

4.1.1 未普及地区整備促進

本経営戦略の対象期間である今後 10 年間は汚水施設の概成を目指すため未普及地区整備促進事業を主体に事業を行うこととします。

本町の下水道は、令和 2 年 4 月末現在で 761ha を供用しています。

		令和元年度末
全体計画面積 (ha)	事業計画面積 (ha)	整備済み面積 (ha)
923.0ha	834.66ha	770.18ha

本町の方針では今後 10 年間で汚水の概成を目指し整備する区域と、その後 10 年間で整備する区域を設定し整備を進めており、経営戦略策定期間内の整備計画は表 4-2 のとおりです。

ただし、令和 9 年度以降の整備については、「寒川町汚水処理施設整備構想」により、合併処理浄化槽など公共下水道以外の手法を選定するよう検討します。

表 4-2 未普及地区整備促進事業

年度	整備面積 (ha)	事業費 (千円)
R3 年度	0.75	85,308
R4 年度	0.98	84,448
R5 年度	1.00	112,768
R6 年度	1.01	120,848
R7 年度	1.02	105,821
R8 年度	1.02	115,531
R9 年度	0.81	98,497
R10 年度	0.79	117,486
R11 年度	0.93	108,973
R12 年度	0.93	108,877
計	9.24	1,058,557

4.1.2 耐震化事業

本町では、平成 26 年度から耐震化事業に取り組んでおり、令和元年度までに鉄道、河川及び緊急輸送道路下に埋設されている管渠・人孔について耐震化を進めてきました。令和 3 年度以降は避難所等からの排水を受け持つ重要な管路についての耐震化を進めていきます。

今後 10 年間の耐震事業への投資額は表 4-3 を予定しています。

表 4-3 耐震化事業

年度	事業費 (千円)
R3 年度	31,000
R4 年度	31,000
R5 年度	31,000
R6 年度	16,000
R7 年度	31,000
R8 年度	31,000
R9 年度	31,000
R10 年度	31,000
R11 年度	20,000
R12 年度	40,000
計	293,000

4.1.3 雨水整備事業

今後 10 年間の雨水整備事業については、浸水対策実施地区として選定され、現在事業実施中の排水区を対象に幹線及び主要管渠の整備を継続し、期間内での完了を目指し表 4-4 に示す事業費を予定しています。雨水については公費負担を原則とし、必要経費の全額を一般会計からの負担金で充当します。

表 4-4 雨水整備事業

年度	事業費（千円）
R3 年度	91,700
R4 年度	70,000
R5 年度	50,000
R6 年度	50,000
R7 年度	50,000
R8 年度	50,000
R9 年度	50,000
R10 年度	50,000
R11 年度	0
R12 年度	0
計	461,700

表は現在の計画に基づくものであり、今後策定する雨水総合管理計画において、各年度の事業費の検討を行う予定です。

4.1.4 管渠改築更新事業

現在、管渠施設の改築更新事業は公共下水道長寿命化計画に基づいて、事業開始当初に施工された管渠施設の更生や人孔蓋の交換を令和 2 年度までの予定で行っています。

令和 3 年度以降は、ストックマネジメント計画で最も現実的と考えられたシナリオ 3 をベースとした管路施設の改築更新事業を実施していく予定で、表 4-5 の事業費を見込みました。

表 4-5 管渠改築更新事業

年度	事業費（千円）
R3 年度	22,000
R4 年度	46,500
R5 年度	620,482
R6 年度	620,508
R7 年度	620,534
R8 年度	642,558
R9 年度	620,582
R10 年度	620,605
R11 年度	620,627
R12 年度	620,749
計	5,055,145

4.1.5 流域下水道建設負担金（県）

本町は、相模川流域下水道の関連公共下水道であり、汚水は流域下水道幹線へ流入後、左岸処理場（柳島管理センター）で処理されています。このため、流域下水道施設の新規建設費や改築更新費用を一定割合で負担する必要があります。

今後 10 年間の「流域下水道建設負担金」は表 4-6 のように推計しました。

表 4-6 流域下水道建設負担金

年度	事業費（千円）
R3 年度	40,000
R4 年度	40,000
R5 年度	40,000
R6 年度	40,000
R7 年度	61,000
R8 年度	61,000
R9 年度	61,000
R10 年度	61,000
R11 年度	61,000
R12 年度	61,000
計	526,000

4.1.6 区画整理事業への負担金

区画整理事業区域内の汚水管渠及び雨水管渠の建設費用の一部を負担します。

また、この負担金の全額を企業債で賄うこととしました。（表 4-7）

年度	事業費（千円）		
	汚水	雨水	計
R3 年度	361,000	89,000	450,000
R4 年度	171,000	51,000	222,000
R5 年度	70,000	76,000	146,000
R6 年度	35,000	38,000	73,000
計	665,000	274,000	939,000

表 4-7 区画整理事業への負担金

4.2 その他の費用

建設投資以外に発生する費用のうち、上下水道料金一括徴収事務委託料及び流域下水道維持管理負担金について今後の必要額の試算を行いました。

4.2.1 上下水道料金一括徴収事務委託料

上下水道料金一括徴収事務委託料は、各年度の処理区域内の水洗化済み世帯数（処理区域内世帯×水洗化率(97.5%)）に1世帯あたりの委託料単価（203.2円/世帯<令和2年度単価>）を乗じ、2ヶ月に1回の徴収（年間6回）として表4-8のように算定しました。

表 4-8 上下水道料金一括徴収事務委託料

年度	水洗化世帯 (戸)	料金徴収委託料 単価 (円/戸)	料金徴収委託料 (千円)
R3	19,587	203.2	23,880
R4	19,555	203.2	23,841
R5	19,520	203.2	23,799
R6	19,486	203.2	23,757
R7	19,453	203.2	23,717
R8	19,420	203.2	23,677
R9	19,388	203.2	23,638
R10	19,352	203.2	23,594
R11	19,317	203.2	23,551
R12	19,280	203.2	23,506

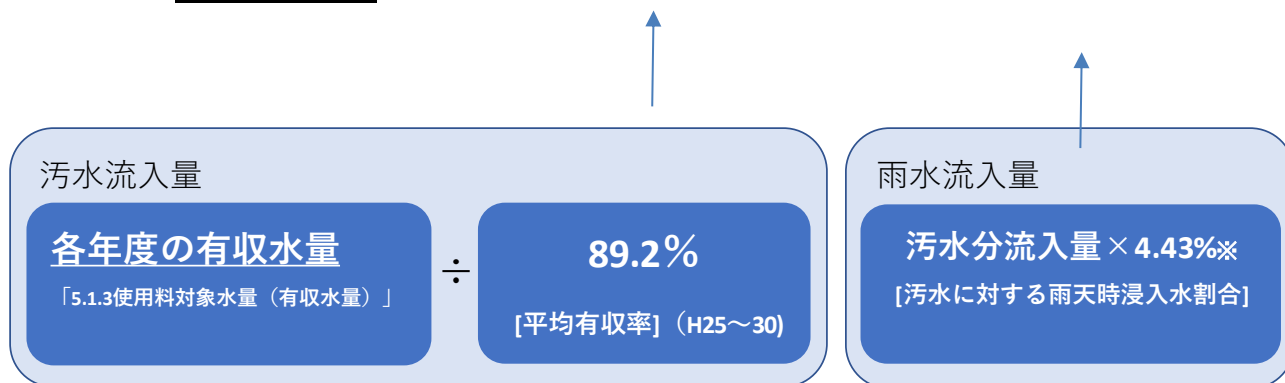
「5.1.1 水洗化人口の推計」
表5-3 水洗化人口の推移 より

4.2.2 流域下水道維持管理負担金の算定

流域下水道維持管理負担金は、公共下水道の下水道使用料金の対象となる有収水量に地下水等の不明水を含めた流域下水道へ流入した処理水量が対象となります。また、本町の公共下水道が接続する相模川流域下水道では汚水処理に関する維持管理負担金とは別に雨天時流入水の処理負担金が算入されるため、雨天時流入水の処理負担金を含んだ負担金を推計しました。

表 4-9 流域下水道維持管理負担金

年 度	負担金合計 (千円)	汚水分			雨水分		
		(千円)	流入量 ^{m³} /年	単価※	(千円)	流入量 ^{m³} /年	単価※
R3	232,957	222,155	5,418,409	41	10,802	240,036	45
R4	232,565	221,782	5,409,325	41	10,783	239,633	45
R5	232,160	221,395	5,399,872	41	10,765	239,214	45
R6	232,399	221,623	5,405,434	41	10,776	239,461	45
R7	231,378	220,650	5,381,704	41	10,728	238,409	45
R8	230,987	220,277	5,372,620	41	10,710	238,007	45
R9	230,602	219,910	5,363,659	41	10,692	237,610	45
R10	230,806	220,104	5,368,383	41	10,702	237,819	45
R11	229,764	219,110	5,344,140	41	10,654	236,745	45
R12	229,325	218,692	5,333,952	41	10,633	236,294	45



※神奈川県「相模川流域下水道の維持管理について」の計画値から設定

5 財源計画

持続的な下水道サービスのため下水道施設を維持していくには、経営の安定化が求められます。先の投資計画を実行するためには使用料金収入の推計、将来的な負担を平準化した企業債での資金調達、一般会計からの繰入が必要となります。ここでは、これらの財源について検討を行いました。

5.1 下水道使用料金収入について

5.1.1 水洗化人口の推計

(1) 将来行政人口

本町の行政人口は、現状では増加傾向にあります。が、「寒川町人口ビジョン」の推計において、表 5-1 に示すように近い将来減少傾向に転ずることが予測されています。

表 5-1 将来の行政人口の推計

年度	R2	R7	R12
寒川町人口ビジョン	48,495	47,939	47,396

本戦略においては、「寒川町人口ビジョン」では「移動率の向上」も考慮されていることから、今後の行政人口は、「寒川町人口ビジョン」を採用することにします。また、「寒川町人口ビジョン」では令和 42 年度までの人口が予測され令和 32 年度以降はほぼ横ばいとされています。このため、令和 42 年度以降の人口は令和 37 年度と令和 42 年度の人口推移から直線的に変化するものとしました。（図 5-1）

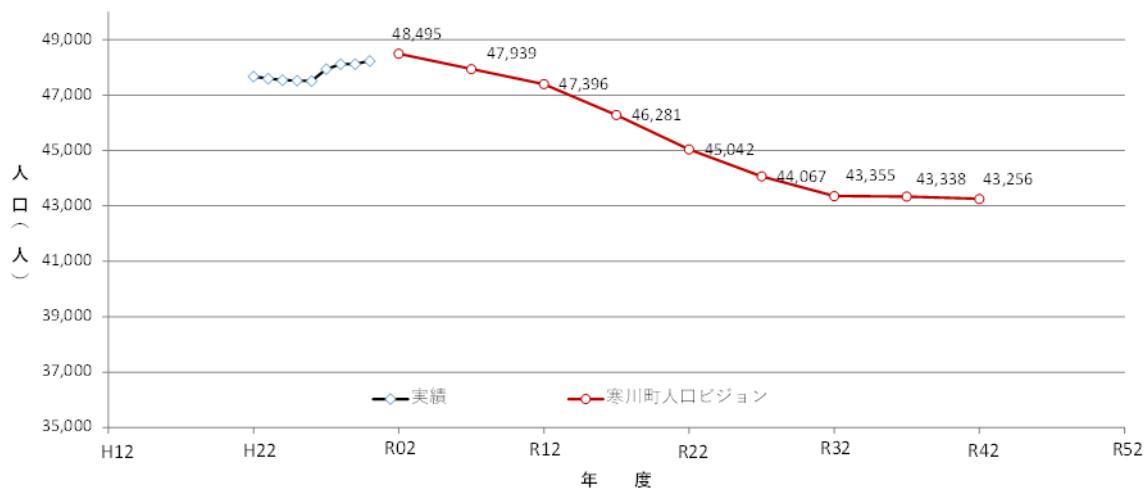


図 5-1 将来人口の推移

(2) 処理区域内人口

将来の計画処理区内人口は、以下の手順により表 5-2 のように推計しました。

- ① 各年の整備区域内の世帯数に 1 世帯当たり人数（令和元年度見込値 2.3 人/世帯）を乗じて、将来処理区域内の令和元年度時点の世帯数及び人口を算定。
- ② 処理区域内人口は行政区域内人口と同様の増減傾向と考え、先の将来処理区域内の令和元年度時点の人口及び世帯に行政区域内人口の令和元年度を基準とした増減率を乗じて、各年度の処理区域内人口と世帯を推計。

表 5-2 処理区域内人口の算定 (人、戸)

基準年度（再掲）	処理区域人口（人）	
	人口	世帯
R 元	45,404	20,149

(人、戸)

年 度	下水道整備による増		人口ビジョン 増減率 ^{※1}	処理区域人口 推計値	(参考) 左の世帯数
	増数	加算後			
参考掲載 R2	30	45,434	0.9982	45,352	20,126
R3	23	45,457	0.9959	45,271	20,089
R4	25	45,482	0.9937	45,195	20,056
R5	25	45,507	0.9914	45,116	20,020
R6	28	45,535	0.9891	45,039	19,986
R7	30	45,565	0.9868	44,964	19,952
R8	30	45,595	0.9845	44,888	19,918
R9	25	45,620	0.9823	44,813	19,885
R10	18	45,638	0.9801	44,730	19,848
R11	21	45,659	0.9779	44,650	19,812
R12	21	45,680	0.9756	44,565	19,774

※人口ビジョンの各年度の人口推計値に対する数値 2018(H30)年度末の実績人口の割合

(3) 水洗化人口

水洗化人口は、平成 30 年度で 97.4%、令和元年度で約 97.5%であり今後の普及活動により上昇は期待できますが、新たな整備区域において供用直後の水洗化率は低いため、処理区域全体としては、将来的にも現状の 97.5%とし表 5-3 のように推計しました。

表 5-3 水洗化人口の推移

(人、戸)

年度	処理区域内人口 (人)	水洗化率	水洗化人口 (人)	(参考) 左の世帯数
参考 R2	45,352	97.5%	44,218	19,623
R3	45,271		44,139	19,587
R4	45,195		44,065	19,555
R5	45,116		43,988	19,520
R6	45,039		43,913	19,486
R7	44,964		43,840	19,453
R8	44,888		43,766	19,420
R9	44,813		43,693	19,388
R10	44,730		43,612	19,352
R11	44,650		43,534	19,317
R12	44,565		43,451	19,280

また、長期的な処理区域内人口と水洗化人口の推移を図 5-2 に示しました。

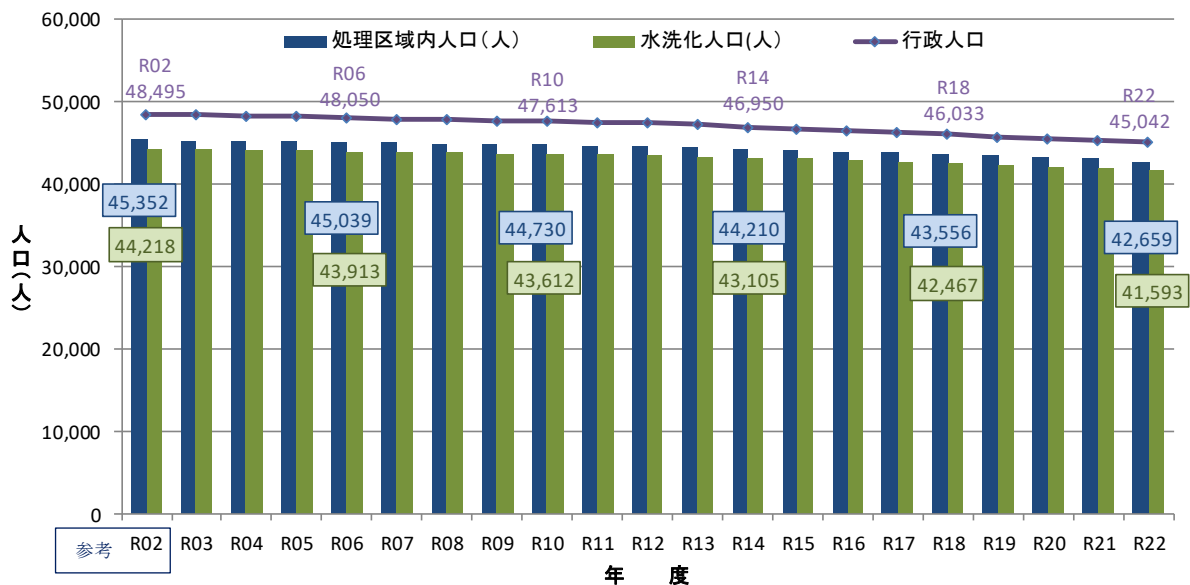


図 5-2 将来水洗化人口の推計

5.1.2 1人1日当りの有収水量

近年の1人1日当りの処理水量は、表5-4に示すように300 $\frac{\text{リットル}}{\text{人}\cdot\text{日}}$ （生活・営業・工場）前後で推移しています。将来的には節水意識の向上や節水機器の普及により減少していくことが考えられますが、近年の動向から大幅な減少はないものと考えて現状と同様としました。

表 5-4 1人1日当りの有収水量

項目	H30	R元	R02以降
1人1日当りの処理水量 ($\frac{\text{リットル}}{\text{人}\cdot\text{日}}$)	298	299	300

5.1.3 使用料対象水量（有収水量）

使用料金の対象となる水量は、生活污水、営業污水、工場排水であり、先の1人1日当りの処理水量は、これらの水量を見込んだものです。そのため使用料対象水量（有収水量）は水洗化人口に1人1日当りの処理水量を乗じて算定し、令和12年度で4,758千 m^3 /年と推定し、長期的には図5-3のように予測しました。

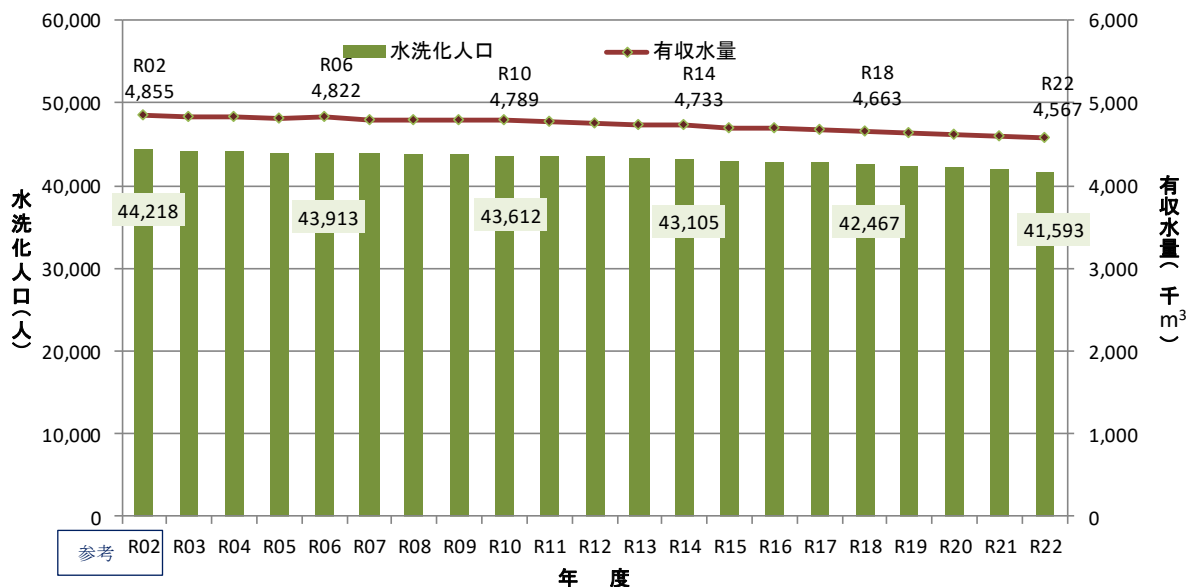


図 5-3 将来水洗化人口・有収水量の推計

5.1.4 使用料金収入の試算

年間の使用料を有収水量で除した1m³当りの使用料金は平成30年度で113.58円(税抜き)であり、料金改定せずこの単価で今後推移した場合、令和12年度の使用料収入は、表5-5に示すように540,401千円(税抜き)と推計しました。

また、長期的な使用料収入は図5-4のように推定しました。

表 5-5 使用料収入の推計

年度	有収水量 (m ³ /年)	料金収入税込 (千円/年)	料金収入税抜 (千円/年)
参考 R2	4,855,136	606,591	551,446
R3	4,833,221	603,853	548,957
R4	4,825,118	602,841	548,037
R5	4,816,686	601,787	547,079
R6	4,821,647	602,407	547,643
R7	4,800,480	599,763	545,239
R8	4,792,377	598,750	544,318
R9	4,784,384	597,751	543,410
R10	4,788,598	598,278	543,889
R11	4,766,973	595,576	541,433
R12	4,757,885	594,441	540,401

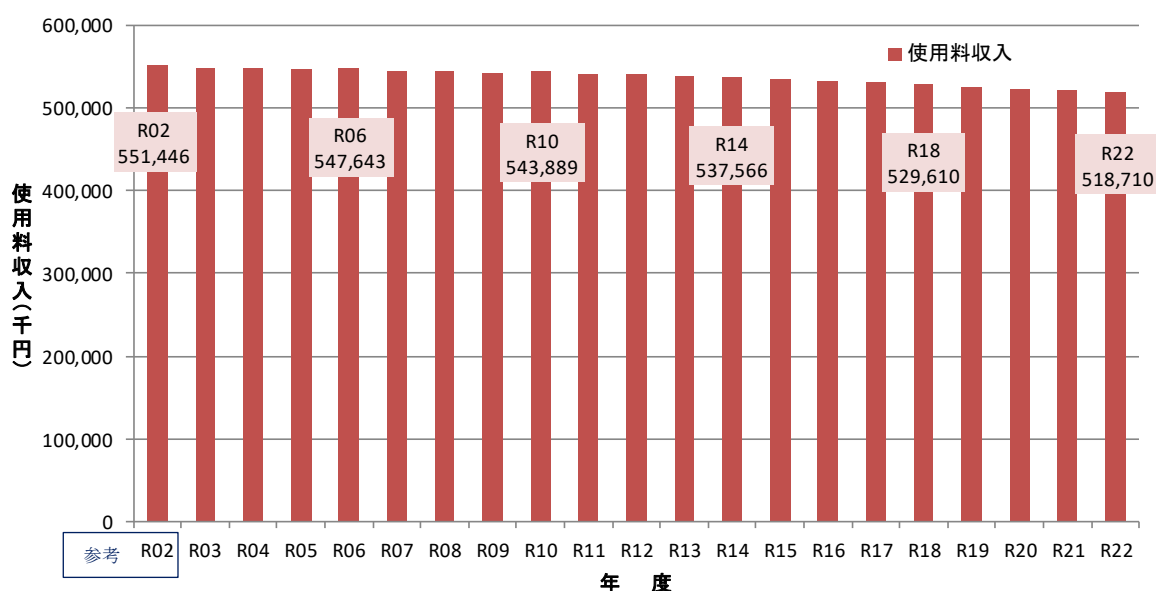


図 5-4 将来使用料収入の推計

5.2 企業債

先行投資型の下水道事業にあって企業債は財源の一部を将来の利用者世代にも負担を求めるといふ点で非常に合理的な側面を持っていることから、継続的に活用することを考えています。

しかし、過度の借入は将来世代に大きな負担を求めることになるため、企業債残高の増加を抑えることを目標とします。

現状では、減価償却費が企業債元金償還金に不足する額を資本費平準化債の発行で賄っていますが、令和3年には平準化債発行対象の元金償還金を減価償却費が上回るため、資本費平準化債の発行を取りやめることとなります。

「4.投資計画」の今後の主な投資対象事業を実施した場合の企業債発行額は表5-6を見込みました。

下水道事業債の償還は現状と同様に30年元利均等償還（5年据え置き）としましたが、今後は管渠施設の耐用年数を考慮した40年元金均等償還等での借入も検討していきます。

表 5-6 企業債借入額 (千円)

年度	下水道事業債	流域下水道債	資本費平準化債	計
参考 R2	171,000	39,000	32,200	242,200
R3	560,900	39,000	-	599,900
R4	354,500	39,000	-	393,500
R5	556,500	39,000	-	595,500
R6	472,900	39,000	-	511,900
R7	395,700	60,000	-	445,700
R8	401,400	60,000	-	461,400
R9	389,800	60,000	-	449,800
R10	395,800	60,000	-	455,800
R11	354,300	60,000	-	414,300
R12	376,300	60,000	-	436,300
計	4,429,100	555,000	32,200	5,016,300

5.3 一般会計繰入金

一般会計からの繰入金は、汚水私費、雨水公費の原則のもと、繰り出し基準に基づき一般会計負担金として繰り入れることとしていますが、今後はストックマネジメント計画に基づく維持管理費の増加が見込まれており、将来的な町財政運営への負担が憂慮されます。

公営企業は独立採算制に立脚した経営が求められることから、一般会計による補てん額に頼らずに、自立した財政基盤のもとで安定的な運営が必須となります。

今後は、本来的な経営収入である使用料のあり方に関し、具体的な向上策を講じる必要があります。

6 投資・財政計画

6.1 投資・財政計画

第4章、第5章で検討した考え方に基づき策定した、本経営戦略の期間内の投資。財源計画を表6-1、表6-2に示します。

表 6-1 収益の収支

(単位:千円,%)

区 分	年 度	前々年度	前年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
		令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算見込)											
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	693,842	687,818	717,238	719,418	720,054	724,014	869,313	870,173	870,526	872,063	868,903	866,659	
	(1) 料 金 収 入	541,660	551,446	579,259	578,289	577,278	577,872	720,260	719,043	717,845	718,477	715,232	713,870	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	0												
	(3) そ の 他	152,182	136,372	137,979	141,129	142,776	146,142	149,053	151,130	152,681	153,586	153,671	152,789	
	2. 営 業 外 収 益	564,876	593,114	559,635	564,839	561,645	571,713	469,999	485,616	501,055	512,422	527,765	539,871	
	(1) 補 助 金	247,121	273,537	239,135	244,483	245,432	253,015	145,825	155,719	166,538	175,527	186,672	196,318	
	他 会 計 補 助 金	247,121	273,537	239,135	244,483	245,432	253,015	145,825	155,719	166,538	175,527	186,672	196,318	
	そ の 他 補 助 金													
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	317,736	319,511	320,434	320,290	316,147	318,632	324,108	329,831	334,451	336,829	341,027	343,487	
	(3) そ の 他	19	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	
	収 入 の 計 (C)	1,258,718	1,280,932	1,276,873	1,284,257	1,281,699	1,295,727	1,339,312	1,355,789	1,371,581	1,384,485	1,396,668	1,406,530	
	1. 営 業 費 用	1,135,624	1,174,764	1,182,526	1,191,706	1,192,856	1,204,574	1,217,953	1,232,011	1,244,285	1,253,061	1,260,933	1,267,089	
	(1) 職 員 給 与 費	59,597	70,134	70,134	70,134	70,134	70,134	70,134	70,134	70,134	70,134	70,134	70,134	
	基 本 給 与 費	33,740	30,646	30,646	30,646	30,646	30,646	30,646	30,646	30,646	30,646	30,646	30,646	
退 職 給 付 費	0													
そ の 他	25,857	39,488	39,488	39,488	39,488	39,488	39,488	39,488	39,488	39,488	39,488	39,488		
(2) 経 営 費	307,240	332,258	336,276	335,874	335,457	335,636	334,651	334,249	333,854	333,999	332,990	332,539		
動 力 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
修 繕 費	327	1,817	1,817	1,817	1,817	1,817	1,817	1,817	1,817	1,817	1,817	1,817		
材 料 費	40	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61		
そ の 他	306,873	330,380	334,398	333,996	333,579	333,758	332,773	332,371	331,976	332,121	331,112	330,661		
(3) 減 価 償 却 費	768,787	772,372	776,116	785,698	787,265	798,804	813,168	827,628	840,297	848,928	857,809	864,416		
2. 営 業 外 費 用	121,733	106,406	94,673	92,998	89,418	91,784	94,364	96,814	100,360	104,473	108,861	112,599		
(1) 支 払 利 息	121,733	106,406	94,673	92,998	89,418	91,784	94,364	96,814	100,360	104,473	108,861	112,599		
(2) そ の 他														
支 出 の 計 (D)	1,257,357	1,281,170	1,277,199	1,284,704	1,282,274	1,296,358	1,312,317	1,328,825	1,344,645	1,357,534	1,369,794	1,379,688		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	1,361	△ 238	△ 326	△ 447	△ 575	△ 631	26,995	26,964	26,936	26,951	26,874	26,842		
特 別 利 益 (F)	166	238	326	447	575	631	656	678	648	688	650	671		
特 別 損 失 (G)	9													
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	157	238	326	447	575	631	656	678	648	688	650	671		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	1,518	0	0	0	0	0	27,651	27,642	27,584	27,639	27,524	27,513		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	10,087													
流 動 資 産 (J)	333,888	217,613	667,612	439,612	392,777	385,822	442,900	589,412	791,445	1,005,964	1,233,231	1,483,642		
うち 未 収 金	105,687	110,225	101,950	101,779	101,601	101,705	126,766	126,552	126,341	126,452	125,881	125,641		
流 動 負 債 (K)	801,008	655,668	1,072,109	811,311	694,358	591,853	500,523	463,745	449,866	436,627	430,763	425,290		
うち 建 設 改 良 費 分	519,868	497,602	464,043	431,245	390,292	360,787	342,457	305,679	291,800	278,561	272,697	267,224		
うち 一 時 借 入 金														
うち 未 払 金	274,341	158,066	608,066	380,066	304,066	231,066	158,066	158,066	158,066	158,066	158,066	158,066		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)														
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)														
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	693,842	687,818	717,238	719,418	720,054	724,014	869,313	870,173	870,526	872,063	868,903	866,659		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)														
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)														
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)														
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)														
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)														

表 6-2 資本的収支

(単位:千円)

年 度		前々年度 令和元年度 (決算)	前年度 令和2年度 (決算見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分													
資 本 的 収 入	1. 企業債	280,500	242,200	599,900	393,500	595,500	511,900	455,700	461,400	449,800	455,800	414,300	436,300
	うち資本費平準化債	50,500	32,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	28,097	69,673	94,240	25,003	13,347	10,021	5,553	5,564	5,555	5,529	6,891	7,872
	3. 他会計補助金												
	4. 他会計負担金	30,802	28,408	23,579	18,548	13,193	13,413	13,636	13,829	14,022	14,262	14,164	13,612
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金	76,200	60,364	64,480	77,756	372,084	365,816	365,700	379,584	361,816	365,800	334,300	344,300
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金												
	9. その他												
	計 (A)	415,599	400,645	782,199	514,807	994,124	901,150	840,589	860,377	831,193	841,391	769,655	802,084
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)	415,599	400,645	782,199	514,807	994,124	901,150	840,589	860,377	831,193	841,391	769,655	802,084
	資 本 的 支 出	1. 建設改良費	376,625	343,762	756,001	531,054	1,041,044	961,150	903,767	935,501	893,991	913,003	843,512
うち職員給与費		35,880	24,701	24,701	24,701	24,701	24,701	24,701	24,701	24,701	24,701	24,701	24,701
2. 企業債償還金		526,170	524,655	497,602	464,043	431,245	390,292	360,787	342,457	305,679	291,800	278,561	272,697
3. 他会計長期借入返還金													
4. 他会計への支出金													
5. その他													
計 (D)	902,795	868,417	1,253,603	995,097	1,472,289	1,351,442	1,264,554	1,277,958	1,199,670	1,204,803	1,122,073	1,136,235	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	487,196	467,772	471,404	480,290	478,165	450,292	423,965	417,581	368,477	363,412	352,418	334,151	
補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金	454,621	467,772	471,404	480,289	478,165	450,292	423,965	417,581	368,477	363,412	352,418	334,151
	2. 利益剰余金処分量	0											
	3. 繰越工事資金	11,525											
	4. その他	21,050											
計 (F)	487,196	467,772	471,404	480,289	478,165	450,292	423,965	417,581	368,477	363,412	352,418	334,151	
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)	5,877,899	5,600,269	5,702,567	5,632,024	5,796,279	5,917,887	6,012,800	6,131,743	6,275,864	6,439,864	6,575,603	6,739,206	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		前々年度 令和元年度 (決算)	前年度 令和2年度 (決算見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分													
収 益 的 収 支 分	収益的収支分	394,815	409,225	376,430	384,928	387,524	398,473	294,194	306,165	318,535	328,429	339,659	348,423
	うち基準内繰入金	225,697	259,238	257,956	266,791	269,739	280,612	294,194	306,165	318,535	328,429	339,659	348,423
	うち基準外繰入金	169,118	149,987	118,474	118,137	117,785	117,861	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分	資本的収支分	58,899	98,081	117,819	43,551	26,540	23,434	19,189	19,393	19,577	19,791	21,055	21,484
	うち基準内繰入金	58,899	98,081	117,819	43,551	26,540	23,434	19,189	19,393	19,577	19,791	21,055	21,484
	うち基準外繰入金												
合 計		453,714	507,306	494,249	428,479	414,064	421,907	313,383	325,558	338,112	348,220	360,714	369,907

6.2 使用料金について

投資財政計画における使用料金は、早期に経費回収率 100%（使用料単価=150 円/m³）の達成を目標とします。

ここでは、本戦略の期間令和 3 年度～令和 12 年度までの 10 年間について、2 回の改定を予定しました（令和 7 年度に経費回収率 100%）、目標とする改定ベースを図表に示します（表 6-3）。

これは使用料金の適正化・赤字補てんの解消のための方策であるため、実際の改定回数や改定率は、時点における具体的議論の中で詳細を決定することとし、県内における料金設定や同規模団体との全国比較など均衡を考慮しながら、なるべく早期の使用料金の適正化を目指すものです。

このため、次に示す改定案については、令和 7 年度を目標とした最短の改定ベースのため、実際の料金改定については、社会情勢等を踏まえながら経費回収率の早期実現に努めてまいります。

- ・ 将来の下水道使用料収入は、将来水洗化人口と有収水量から推定。
- ・ 令和 3 年度に約 6%、令和 7 年度に約 26%の改定を行い、令和 2 年度比較で約 32%の改定を行うことにより経費回収率 100%を目指します。

表 6-3 料金改定計画

年 度	改定率	増収額	単価
令和 3 年度	5.6%	30,302 千円	120 円/m ³
令和 7 年度	26.5%	175,022 千円	150 円/m ³

※改定率、収入増加額は、料金改定を実施しなかった場合(令和 2 年度)に対してである。

【将来収支のイメージ図】

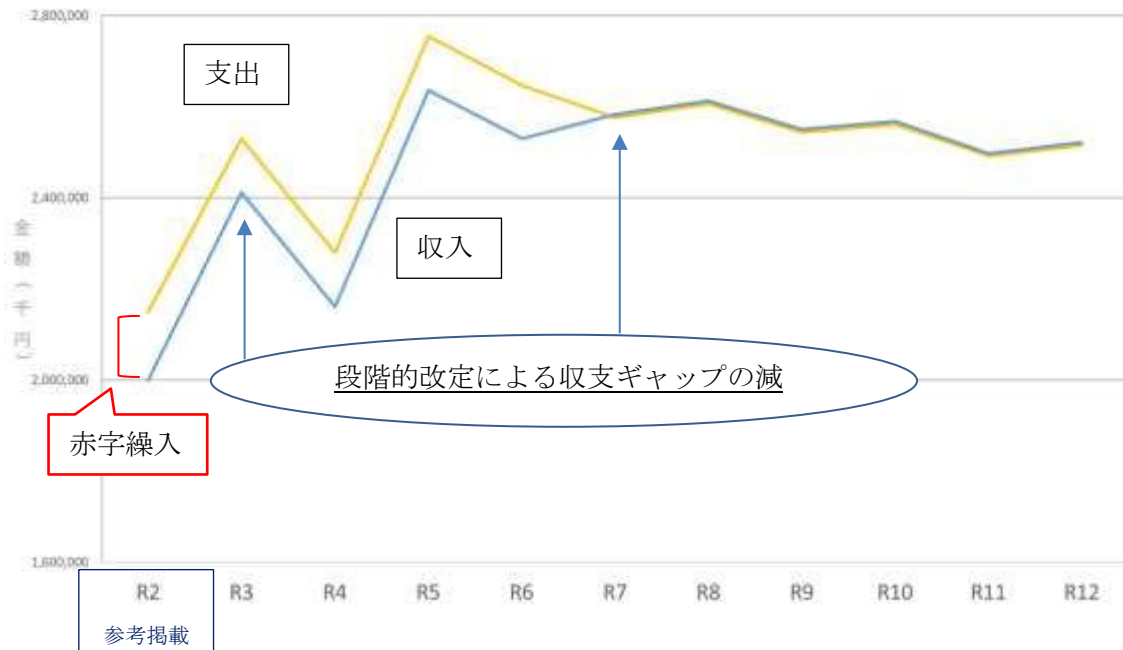
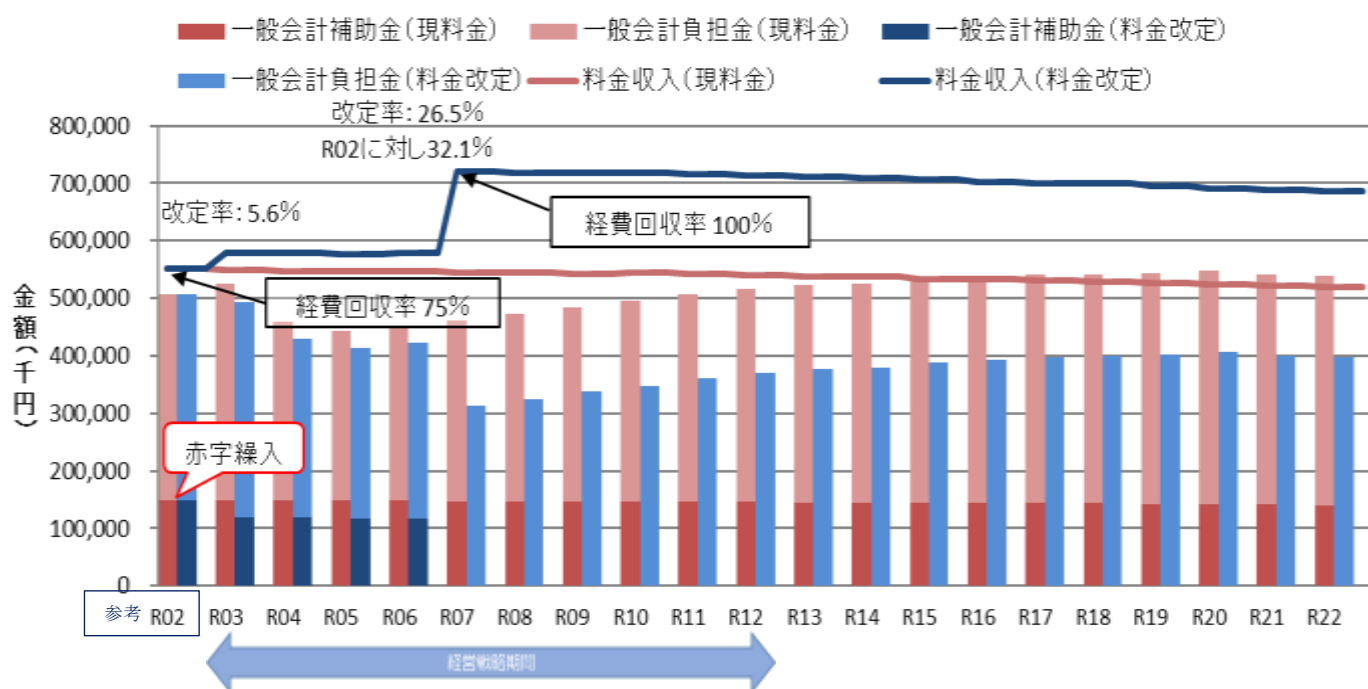


図 6-1 使用料金と一般会計繰入金の推定

支出額は、維持管理費のみ工事費などを含むため年度により異なりますが、収入額に不足する額について、本来賄うべき料金改善を図ることで、収支幅（赤字繰入）が減少するよう取り組みます。なお不足する額については、引き続き一般会計からの補てんとしますが、今後の事業運営にあたっては、経費節減や普及率の向上に取り組み、安定した経営基盤の確立に努めてまいります。

図 6-2 段階的な使用料金の改定と一般会計繰入金



今後の繰入額は、使用料金改定による収入増を見込むと、赤字繰入以外も含めた全体額で現況（平成 30 年度実績、約 4.7 億円）以下で推移することが予想されます。

なお、令和 7 年度の料金改定で使用料収入はピークとなり、その後は人口減少の影響で減少していくこととなります。このため、一定の料金収入を得るために令和 7 年度以降も料金改定の必要性があります。

※改定の検討にあたって

実際の使用料金の改定時期や改定幅は、詳細な料金改定検討を経て決定されるため今回の計画と実際の改定率は異なります。改定の検討にあたっては社会情勢や利用者への負担感などの要素を踏まえ、慎重に進めてまいります。

6.3 企業債計画について

今後の企業債の借入推移は、令和2年度からの区画整理への負担や令和5年からの本格的な管路改築更新事業により現状の2.5億円から一気に6億円まで増加した後は4.5億円の前後で推移します。

借り入れた元金償還額はそのピークを越えており、令和2年で約5億円、令和20年前後で約3億円強まで減少した後、上昇に転じます。

企業債元金残高については、令和2年に56億円まで減少しますが、改築更新事業へ充当するため令和22年には約90億円まで増加することになります。

今後の借入にあたっては、構築物の耐用年数になるべく近い償還年数や元金均等償還の採用など最も有利となる方策を探り、将来負担の平準化を図ります。

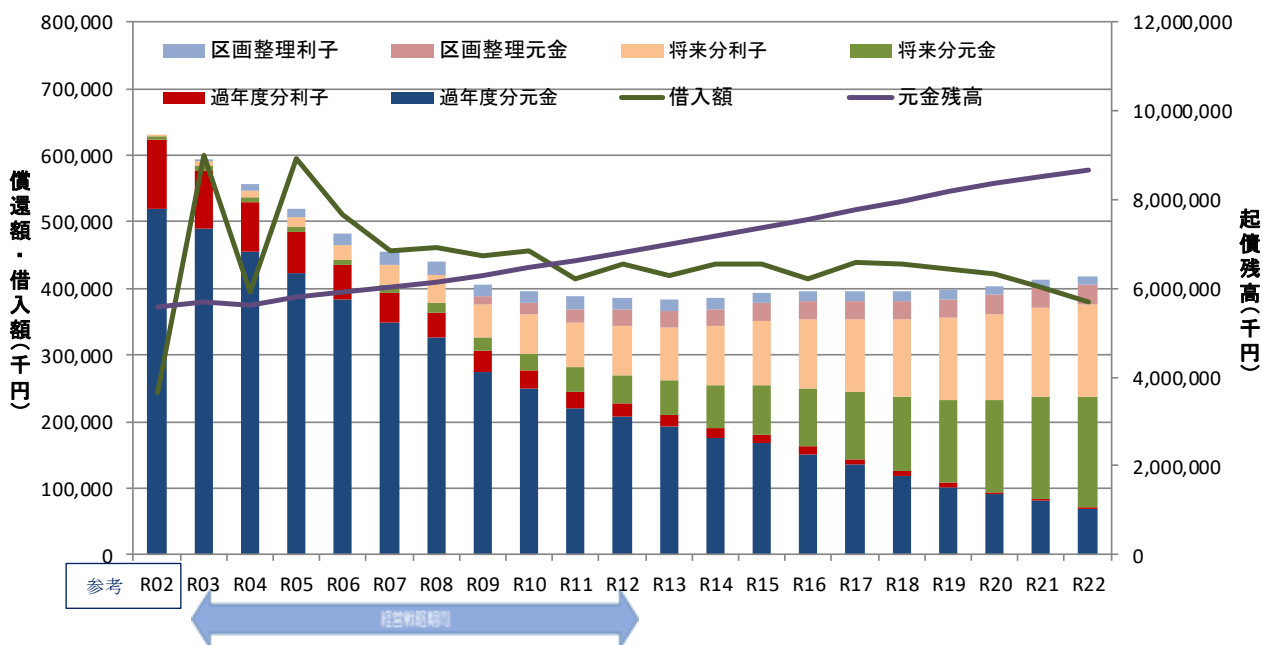


図 6-3 企業債の借入・償還計画

7 効率化・経営健全化の取組

7.1 人材に関する事項

今後は普及促進から維持管理の時代へ移行することから、建設に関する知識以外にも様々な専門知識の習得が求められます。さらに、経営感覚の向上や企業会計に対する知識の習得も求められています。

このため、各種研修会に積極的に参加し、職員の育成、技術の継承、資質の向上に努めます。

7.2 広域化・共同化・最適化に関する事項

本町は流域関連公共下水道として整備を行っていることから、汚水処理の面では流域下水道を構成する他の自治体と広域化・共同化を行っている状況にあります。

今後は、管渠の維持管理についても広域化・共同化の可能性を検討していきます。

7.3 その他の経営基盤に関する事項

現在の有収率は、90%前後を推移していますが、必ずしも高い数値とは言えません。今後は、管渠施設の老朽化に伴う不明水の増加により有収率が徐々に低下していくことも考えられます。

不明水の増加は、流域下水道へ支払う維持管理負担金の増加を招き、一般会計からの繰入金が増加することになります。

このため、ストックマネジメント計画に基づいた計画的改築・維持管理の実施に努めます。

7.4 情報公開に関する事項

下水道に関する情報は、町のホームページ内の「くらしの情報」で掲載しています。

経営の状況等の情報についても、他の下水道に関する情報と合わせて、町のホームページで公表していきます。

7.5 経営戦略の事後検証

この経営戦略の進捗管理は各年度末及び決算時に行い、全体の見直しは令和7年度までに行うこととします。見直しにおいては経営戦略期間内の各決算や指標をもとに、下水道運営審議会等を活用した検証を行います。

なお、経営戦略の進捗状況が大きく乖離した場合や投資、財政の条件が大幅に変更となった場合には、途中年度においても見直しを検討します。

8 まとめ

寒川町の下水道事業は、昭和 59 年の供用開始から 35 年にわたり重要なライフラインとして住民生活を支えるとともに快適で衛生的な生活環境を提供してきました。

しかし、今後の下水道事業の経営については、人口減少社会の到来や節水機器の普及により、事業運営の根幹をなす料金収入や一般会計からの補助金の減少等、収入の減が予想されます。一方、支出については過去に建設した大量の施設ストックの更新や地震に備えた耐震化等への投資が必要となることから増加することになります。このように、今後厳しい状況が見込まれるなか、下水道事業は社会インフラとして安定したサービスを提供していく必要があります。

このため、今後は一層の経費節減や定期的な料金改定等により得られた財源を有効活用することにより、将来にわたって持続可能な下水道サービスを提供し、住民に信頼される安心で安定した下水道事業運営を行ってまいります。

寒川町公共下水道事業経営戦略

令和3年3月発行

発行／寒川町

編集／都市建設部下水道課

〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山165番地